

建設アスベスト訴訟4陣、6月7日提訴へ 多くの仲間の力を合わせて 全面的解決を



東京1陣提訴の入廷 (2008年5月16日)

しかし、残された課題も決して小さいものではない。一つは、国の責任が違法期間内に建設現場で働いた人に限られていること、そして、屋根工など屋外作業に専ら従事した人を除外していること

2022年6月7日に全国各地で一斉に提訴する建材メーカーを被告とする新しい裁判は、建材メーカーをさらに追い詰め、被害者への謝罪と賠償を実現し、その上に建材メーカーが参加・拠出する補償基金制度にする建設アスベスト給付金法の改正に結びつけることが目的です。

この間の裁判の経験から、建材メーカーに原告が勝訴することはほぼ確実です。そうした裁判にすることが十分にできます。

東京土建の組合員、ご遺族 上(被害者単位)います。皆、アスベスト建材の危険性を現で原告となり裁判をたたかっ

てこられた人は、400人以上に知らせなかつた国や建材

違法期間や屋外作業と 建材企業への追及

とです。すべての建設アスベスト被害者を救済するものではないかもしれませんが、もう一つは、国とともに建

設アスベスト被害を作り出した責任がある建材企業がいまだに裁判をつづけ、原告への真摯な謝罪や和解を拒否していること、給付金制度も建材

とする疾病(中皮腫、肺がん、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水、石綿肺)によって労災が認定され、国からの給付金を受領される方が対象となります。6

月7日の提訴日に間に合わないという方もその後

【全国連絡会事務局長・清水謙一記】建設アスベスト訴訟は2008年、東京地裁に初めて提訴しました。この訴訟は、①建設産業従事者に広がる重篤なアスベスト被害をもたらした国と建材メーカーの法的責任を明らかにし、被害者への謝罪と賠償を実現させる、②判決をデコに法律を作り原告以外のすべての被害者に裁判によらない解決ができる建設アスベスト補償基金を創設させることに目的がありました。

国の責任	マスクの着用とアスベスト建材が危険であることに警告表示を義務付けなかった違法が確定 *違法期間 1975年10月1日～2004年3月31日 (吹付け作業は1972年10月1日～)
建材企業の責任	アスベスト建材に警告表示をしなかった違法が確定 *違法期間(同上) *賠償確定企業11社
係属訴訟の和解	地裁や高裁にかかっている全国の裁判で国と和解 *すでに7割の原告が国と和解
給付金法・制度創設	未提訴被害者に和解金と同水準の給付金を支給する法律制定 推定対象者数:今後の被害者を含め3万人 *今年1月19日から申請開始
全国連絡会と継続協議	国は建設アスベスト訴訟全国連絡会との間で治療法や国以外の者の賠償の在り方等について継続協議することが基本合意書で明記

最高裁判決から給付金法へ 画期的に前進した訴訟



う会社に勤めてから現場に出

てさまざまな作業をするなか

【佐藤麗子さん(文志談)】夫(隆さん・塗装)は2003年のお正月、急に「息苦しい」と言って病院に行くところのまま入院になりました。それまで病院にかかるようなこととはほとんどありませんでした。仕事で忙しかったこともあって体調が悪くても我慢を

していたのかもしれない。その後、入院を繰り返して、わずか半年後の7月に眠るようになって息を引き取りました。51歳でした。

動くと思苦しい 建材企業の姿勢に憤り感じる

2018年12月に通院していた病院で肺の疾患が見つかり、翌年に手術しました。退院後、共済の申請などで足立支部を訪れ、話をするなかでアスベストの疑いがあるので専門医での診察をするように勧められました。アスベストによるものであることが判明し、2020年3月には労災

認定を受けました。体を動かすと息苦しくなります。アスベストの危険性などは聞かされていませんでした。建材企業はいまだに争う姿勢を崩していないのには憤りを感じます。私はアスベスト訴訟4陣原告団に加わりましたが、被害を受けた多くの仲間、家族に参加してもらいたいです。

我慢強かった夫はわずか半年で 他界して

建材企業は「アスベストは国が許可したからだから」というのか、責任転嫁をしているようで許せません。まだ補償を得られていない方もいらっしゃることも聞いています。お力になればと思つて提訴を決意しました。

一緒に4陣訴訟ではまじりまじり



メーカーへの憤りと、つらい思いを次の世代に引き継ぎたくない思いに駆られて、つらい体をおしてたたかっていたら

全国屈指の理論と交渉力のある弁護士がサポートし、全国最大の建設労働組合の東京土建が原告を支えます。多くの方が原告になられることを期待します。

裁判で闘うことで アスベスト被害を根絶



原告に加われる条件は次のとおりです

アスベスト疾患の患者と遺族です。法廷での医学的論争に巻き込まれないために、アスベスト疾患での労災認定と労働局で管理区分認定を受けている人です。

※中皮腫、石綿による肺がん、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水、石綿肺(管理2以上の認定者)これらの疾病が労働基準監督署または労働局で認定された被害者です。
※参加できない人→内縁の妻、相続放棄した人、石綿肺以外のじん肺罹患者